

ひまわり

平成30年6月発行

目次

- 1面 特定健診・トク得キャンペーンのご案内
- 2面・3面 軽減判定が変わります、所得申告と国保税、納税通知書と計算方法 など
- 4面 国保税の年金からのお支払いについて、はりきゅう変更、第三者行為、H30年度予算 など

特定健診を受けましょう ～トク得キャンペーン始まっています～

本市国保加入者で、40歳～74歳の方は保険証があれば受診できます。

40歳以上の方は、年に1回必ず受診して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけにしてください。
(本市が実施しているがん検診等の特定健診以外の検診は、いきいき受診券が必要です。)

健診料は
無料です
!!



※切離して使わないでください。
保険証は特定健診受診券を兼ねています。

国民健康保険 被保険者証 兼高給受給者証 退職本人 退職被扶養者 学

記号 99 番号 9999

有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名 国保花子
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女

一部負担金の割合 〇割
2つ折り

交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
世帯主氏名 国保太郎
住 所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号

特定健診受診券番号 181 99999999

※この証は、特定健診受診券を兼ねています。対象者は40歳以上の人で、健診料は無料です。

保険者番号 鹿児島市山下町11番1号 保険者名 鹿児島市

特定健診を受診する

- ① 集団会場か医療機関のどちらで受診するか選びます。(集団健診日程表と実施医療機関名簿は「保険証」に同封)。
- ② 当日は、「保険証」をお持ちください。
- ③ 前年度の健診や人間ドックの結果がある人は、その結果もお持ちください。

トク得クーポンを使う

受診後に「トク得クーポン」をお渡します。「特定健診等トク得応援隊」に登録されているフィットネスクラブや飲食店などにクーポン券を提出することで、お得な特典を受けることができます。

結果通知・保健指導

健診結果は、健診実施機関から通知されます。健診結果から生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、特定保健指導の案内をお送りします。

無料の特定健診でこんなことがわかります!

- ① 血糖、HbA1c、尿糖…糖の代謝異常(糖尿病等)
 - ② 血圧、中性脂肪、善玉(HDL)コレステロール、悪玉(LDL)コレステロール…動脈硬化
 - ③ AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)…肝臓の障害
 - ④ 尿たんぱく、eGFR、クレアチニン、尿酸、尿潜血(特別追加項目)…慢性腎臓病(CKD)に関わる項目
- ★ 病院に通院中の方も特定健診の対象者になります。かかりつけの医療機関にご相談ください。



70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額の見直しについて

平成30年8月診療分より70歳以上75歳未満の自己負担限度額が下表のとおり変更となります。

【平成30年7月診療分まで】

【平成30年8月診療分から】

区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	2割(注3)	14,000円	57,600円 【44,400円】
市民税非課税	II(注1)	2割(注3)	8,000円
	I(注2)	2割(注3)	15,000円

区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得690万円以上	3割	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	課税所得380万円以上	3割	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	課税所得145万円以上	3割	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	2割(注3)	18,000円	57,600円 【44,400円】
市民税非課税	II(注1)	2割(注3)	8,000円
	I(注2)	2割(注3)	15,000円

※表中の【 】内の金額は多数回該当となった場合の自己負担限度額です。

(注1)同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税の世帯の人です(注2の人は除きます。)

(注2)同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税で、それぞれの所得が0円かつ年金収入が80万円以下の世帯の人です。

(注3)昭和19年4月1日以前生まれの方は1割となります。

◎市民税課税世帯は、これまで限度額認定証は不要でしたが、現役並み所得者で課税所得690万円未満の人は限度額認定証が必要となります。



所得申告と国保税

平成30年度の国保税は、加入者の平成29年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。平成29年中に収入がなかった人や少なかった人、障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人も必ず市民税課及び各支所税務課で市県民税の申告をしてください。

(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。)

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出する人(所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)、または給与所得のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書が提出されている人
- ②公的年金等(障害・遺族年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)の人で、平成29年中の支給額(複数の年金を受給されている人はその合計額)が151万5千円以下の人
- ③平成29年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで控除対象配偶者や扶養親族になっている人(鹿児島市外の居住者から扶養されている人は申告が必要です。)

※納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』の基準総所得額欄が『未申告』となっている人は申告が必要です。

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ①離職日時点において65歳未満の人
 - ②雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する人
- 【申告に必要なもの】雇用保険受給資格者証(原本)、認印、申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)
- ※特例措置が適用されている場合は、納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に『離』と表示されています。

国保税の減免制度

次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる場合には、納期限までに申請することにより国保税が減免されることがありますので、お早目にご相談ください。

- ①前年の世帯の合計所得金額の合算額が600万円以下で、倒産・解雇等による失業(定年退職・自己都合退職は除く)、休・廃業や疾病・負傷等により、前年に對し本年の世帯の合計所得金額の合算額の見積額が10分の7以下となる場合
- ※上記『倒産・解雇等による離職者に対する特例措置』を受けている人であっても、この減免制度の併用により国保税がさらに減額となる場合がありますのでご相談ください。
- ②前年の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下で、住宅等が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の10分の3以上の場合
 - ③自己債務弁済者または連帯債務弁済者となり、その債務弁済のために土地または家屋を売却し、その後も弁済に追われている場合
 - ④東日本大震災による原発事故に伴い、国による避難指示等の対象区域の人が本市国保の納税義務者となった場合 など
- ※減免申請には、国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の前年中の所得申告が必要です。

後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

75歳に到達した人は国保や被用者保険(職場の健康保険等)の資格を喪失し後期高齢者医療制度の被保険者となりますが、このとき同じ世帯内に国保加入者がいる場合は、国保税について緩和措置が適用されます。

- ①法定軽減措置において、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定を行い、世帯内の国保加入者が1人の場合、移行後5年間は平等割額の2分の1を、6年目から8年目までの期間は4分の1を減額します。(介護納付金課税額を除く)
- ※適用されている場合は、納税通知書右側下段の『平等割額の緩和状況』に『◎』または『○』と表示されています。
- ②被用者保険の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者から国保加入者となった65歳以上の人(旧被扶養者)については、申請により所得割額的全額を減額し、7割・5割の法定軽減世帯を除く世帯は均等割額の2分の1を、旧被扶養者のみで構成される世帯はさらに平等割額の2分の1を減額します。
- ※適用されている場合は、納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に『扶』と表示されています。

国保税の納付方法

納期内に国保税の納付が無ければ、督促手数料や延滞金が加算され、その後も滞納が続くと、差し押さえ等の滞納処分を行います。

(1)普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)の場合 ⇒ 6月～翌年3月の年10回払い

- ①年間を通じて加入者がいる場合
年間(12ヶ月分)の国保税を6月(第1期)から翌年3月(第10期)に分けて納付していただきます。
 - ②加入者が年度途中で75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者が1人もいなくなる場合
加入期間(誕生月前月まで)の国保税を誕生月前月までに設定された各納期に納付していただきます。
 - ③加入者のうち1人が75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、他の人は翌年3月まで国保加入の場合
それぞれの加入者の加入期間に応じた国保税(合算額)を6月(第1期)から翌年3月(第10期)の年10回に分けて納付していただきます。
- ※納期を納税通知書右側上段『各期別納付額』に、加入期間を納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に記載してあります。

(2)特別徴収(年金からの天引き)の場合 ⇒ 4・6・8・10・12・翌年2月の年6回払い

- 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であり、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。
- ただし、次のような場合は特別徴収の対象となりません。(前年度が特別徴収であっても納付書等で納めていただくこととなります。)
- ①年度途中で世帯主が75歳に到達する場合
 - ②擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の世帯
 - ③支払回数割(6回)の介護保険料(世帯主分)と国保税(世帯分)の合算額が、1回の年金受給額の2分の1を超える場合
- ※複数の年金を受給されている場合は、受給額が多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき特別徴収する年金が決められます。
- ※申し出により納付方法を口座振替へ変更できます。
- ※新規に特別徴収が始まる人に対しては、事前に『特別徴収(年金天引き)予定』の案内を送付しますのでご確認ください。

平成30年度 法定軽減措置(申請不要) ※軽減判定所得が平成30年度から変更となりました

前年中の世帯の総所得金額等の合算額(軽減判定所得)が次の表に掲げる金額以下の場合には、均等割額と平等割額が2割・5割・7割減額されます。(均等割額・平等割額については下記の「平成30年度 国保税納税通知書及び計算方法」をご覧ください)

※表中() 書きは前年度の軽減判定所得

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	軽減判定所得の計算式
2割軽減	83万円 (82万円)	133万円 (131万円)	183万円 (180万円)	233万円 (229万円)	283万円 (278万円)	333万円 (327万円)	33万円+(50万円×被保険者数)
5割軽減	60万5千円 (60万円)	88万円 (87万円)	115万5千円 (114万円)	143万円 (141万円)	170万5千円 (168万円)	198万円 (195万円)	33万円+(27万5千円×被保険者数)
7割軽減	33万円						33万円

※法定軽減が適用されている場合は、納税通知書右側中段の「法定軽減(均等割額及び平等割額)の状況」に軽減割合が表示されています。

軽減判定の注意点

- 賦課期日(平成30年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日)現在の状況で判定します。(年度途中に加入者の増減があっても再判定されません。)
- 擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めて判定します。
- 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定します。
- 平成30年1月1日現在65歳以上で公的年金に係る所得のある人は、その所得から15万円控除した額で判定します。(所得割額の計算に用いる所得額は、控除前の額を適用)
- 事業専従者給与(控除)は事業主の所得に繰り戻して判定します。
- 譲渡所得による特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。(所得割額の計算の際に用いる所得額は、特別控除後の額を適用)
- 法定軽減措置は、世帯の国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定されます。

平成30年度 国保税納税通知書及び計算方法

同封されている納税通知書は、納税義務者である世帯主(世帯主が国保加入していない場合でも納税義務者となります。)宛てとなっております。年間国保税額・加入者氏名・加入期間などが記載されていますので内容をご確認ください。

1世帯あたりの国保税は、その世帯における加入者の人数及び平成29年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の人)ごとに計算し、これらを合計した金額となります。

(1)平成30年度の国保税は次の計算式で求めます。

基礎課税額	}	国保加入者の平成29年中の総所得金額等	−	基礎控除 33万円	×	8.0%	=	所得割額 (有所得者毎)	①	}	A(①+②+③) 年間基礎課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額58万円
		国保加入者数			×	21,000円	=	均等割額	②		
		1世帯につき				23,300円	=	平等割額	③		
後期高齢者支援金等課税額	}	国保加入者の平成29年中の総所得金額等	−	基礎控除 33万円	×	2.6%	=	所得割額 (有所得者毎)	④	}	B(④+⑤+⑥) 年間後期高齢者支援金等課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額19万円
		国保加入者数			×	6,200円	=	均等割額	⑤		
		1世帯につき				7,100円	=	平等割額	⑥		
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の人)	}	国保加入者の平成29年中の総所得金額等	−	基礎控除 33万円	×	2.4%	=	所得割額 (有所得者毎)	⑦	}	C(⑦+⑧+⑨) 年間介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の人) (100円未満切捨て) ※課税限度額16万円
		国保加入者数			×	7,400円	=	均等割額	⑧		
		1世帯につき				6,400円	=	平等割額	⑨		

A+B+C=平成30年度の年間国保税額

(2) 地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税条例を改正し、平成30年度の課税限度額を引き上げました。

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
課税限度額	54万円 ⇒ 58万円	19万円(変更なし)	16万円(変更なし)

納税通知書右側下段「被保険者の資格状況・内訳」に国保加入者の氏名等を記載してあります。職場の健康保険に加入された人は、脱退手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

- 職場の健康保険証(該当者全員分・写し可)
- 国民健康保険証(該当者全員分)
- 手続きに来る人の本人の確認ができるもの(運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書)
- 世帯主及び脱退する人のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードなど)

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法を変更できます

現在、国保税が特別徴収（年金からの天引き）となっている人、または、これから特別徴収される可能性のある人のうち、特別徴収を希望されない人については、申し出により納付方法を口座振替に変更できます。

◇ 留意事項

- ① 特別徴収での納付をご希望される場合は、手続きの必要はありません。
- ② これから特別徴収される可能性のある人には、事前に案内文書を送付します。（案内文書到着前の申し出は受け付けておりません。）
- ③ 年金特徴から口座振替へ納付方法の変更申し出は、電話でも受け付けています。
- ④ 金融機関等で口座振替の申し込みをされただけでは特別徴収は停止されません。必ず市役所本庁国民健康保険課または各支所国保担当へ申し出てください。
- ⑤ 口座振替の申し込みをいただいたのち、金融機関に通帳届出印等の照会を行います。通帳届出印と申請書に押印された印が異なる場合や、その他書類に不備があった場合は口座振替への変更が遅れる場合がありますのでご了承ください。
※特別徴収停止月及び口座振替開始月は、口座振替申込書が右記の申出日までに市役所へ到着し、当該申込書に不備がなかった場合のみ適用されますのでご注意ください。

◇ 特別徴収停止月・口座振替開始月一覧表

申し出日	特別徴収停止月	口座振替開始月
平成30年5月1日(火)～平成30年7月31日(火)	平成30年10月分	平成30年10月
平成30年8月1日(水)～平成30年9月28日(金)	平成30年12月分	平成30年12月
平成30年10月1日(月)～平成30年11月30日(金)	平成31年2月分	平成31年2月
平成30年12月3日(月)～平成31年1月31日(木)	平成31年4月分	平成31年6月
平成31年2月1日(金)～平成31年3月29日(金)	平成31年6月分	平成31年6月
平成31年4月1日(月)～平成31年4月30日(火)	平成31年8月分	平成31年8月

はりきゅう施設利用券交付対象者の変更について

【平成30年度～】

国保税完納（納期到来）世帯の方が交付対象

【平成31年度～】

40歳以上の方には、特定健診等の受診が交付要件に追加（平成31年度からは、平成29年・30年・31年度に特定健診等いずれか1回以上を受診された方が対象）

※特定健診等を受診できない方についてはご相談ください。

第三者行為による傷病届について

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。

ただし、その場合には、必ず、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。（届出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します。）

平成30年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算

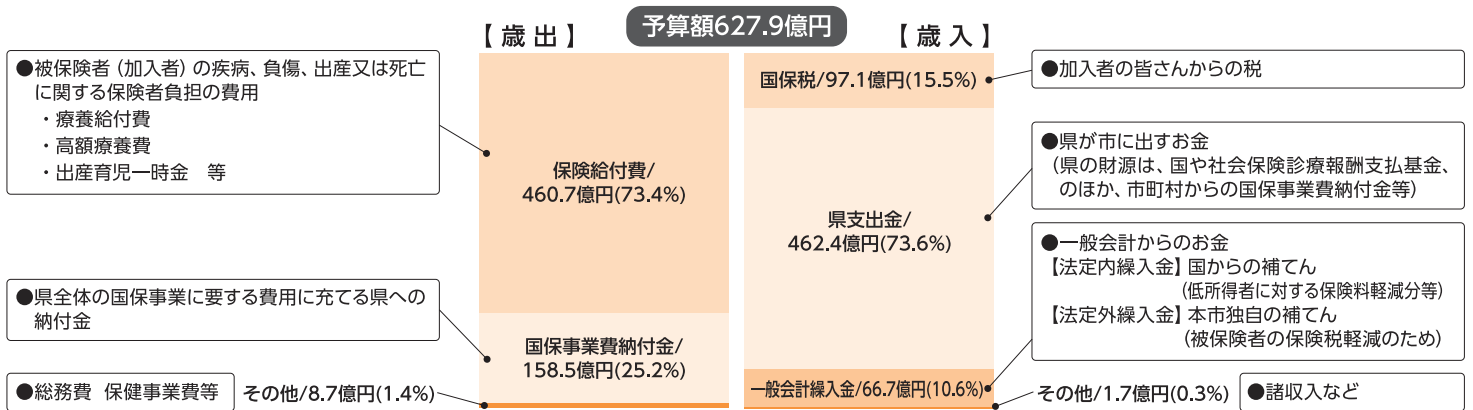
◎国保健全化計画（H30.3策定）

「医療費適正化対策」及び「収納率向上対策」などの諸施策に取り組みます。

30年度の国保の県単位化後、初めての予算

【歳出のポイント】加入者数の減や診療報酬の改定により、保険給付費は前年度比23.3億円(4.8%)の減 ※1人当たりの医療費は1.1%増

【歳入のポイント】加入者数の減により、国保税は前年度比7.2億円(6.9%)の減



国保に関するお問い合わせは

国保のすがた

本 庁 国民健康保険課 別館1階3番窓口
 国保の加入・脱退、給付については 給付係 ☎(直通) 216-1228
 国保税の計算・内容については 賦課係 ☎(直通) 216-1229
 国保税の納付・納税相談については 納税係 ☎(直通) 216-1230
 国保の財政については 庶務係 ☎(直通) 216-1227

谷山支所 市民課国民健康保険係 ☎(直通) 269-8414
 伊敷支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 229-2115
 東桜島支所 総務市民係 ☎(代表) 221-2111

吉野支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 244-7284
 吉田支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 294-1212
 桜島支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 293-2347
 喜入支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 345-3754
 松元支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 278-2114
 郡山支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 298-2113
 サンサンコールかごしま ☎(直通) 808-3333
 市ホームページアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

世帯数：80,562世帯
 被保険者数：124,997人
 (平成30年3月末現在)